

食安監発1129第2号  
平成24年11月29日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号当職通知）により取り扱っているところです。

今般、農林水産省動物検疫所東京出張所において、東京港に到着した貨物（冷凍バラ肉）を検査したところ、20ヶ月齢以下の牛由来であることが確認できない製品が一箱混入されていることが確認されました。

現在、米国側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、下記の施設から出荷された貨物について輸入手続きを保留するようお願いします。

記

出荷施設：カーギル社スカイラー工場（施設番号86M）